

お知らせ

→問合せ 政策秘書課 ☎274-8512

中央市大学生等生活応援商品券給付事業

中央市では、長期化するコロナ禍や物価高騰の影響を受けている市内および市出身の大学生などの学生生活を応援するため、商品券を給付します。

給付対象

平成17年4月1日以前に生まれた人で、学校教育法に定める大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校または文部科学省以外の省庁が所管する給与等が支給されない大学校に在籍し、次の①②のいずれかに該当する人

- ①基準日(令和5年4月1日)に、中央市の住民基本台帳に記録されている人
- ②基準日以前に中央市の住民基本台帳に記録されていた人で、基準日において中央市の住民基本台帳に記録されている人に扶養されている人

給付内容 一人につき3万円相当の電子商品券または商品券

※電子申請を利用した場合は500円相当を加算

申請期限 令和5年9月30日まで

※申請方法などの詳細は市ホームページに掲載しています。必ず内容を確認したうえで申請してください。

URL <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/seisaku/siseisenryaku/11660.html>



ホームページはこちら



お知らせ

→問合せ 産業課 ☎274-8561

中央市運送事業者物価高騰対策支援金事業

トラック運送業の事業継続を支援することを目的に支援金を交付します。

対象 令和5年1月1日時点で市内に事業所または営業所があり、次の①②のいずれかに該当する事業者かつ、交付要件すべてに該当する事業者

- ①貨物自動車運送事業法第4条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業、または同法第35条の許可を受けた特定貨物自動車運送事業を営む貨物自動車運送事業者

- ②貨物自動車運送事業法第36条の届け出をして貨物軽自動車運送事業を営む貨物軽自動車運送事業者

交付要件

- ・営業実態のある事業者
- ・引き続き事業を継続する意思がある事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当しない人

申請方法 必要書類を産業課に持参、または郵送

申請期限 令和5年7月31日まで

支援種別	一般貨物自動車および特定貨物自動車(軽自動車、小型特殊自動車および二輪自動車を除く)	1台あたり5万円
金額	貨物軽自動車(軽自動車に限る)	1台あたり3万円

※交付対象になる自動車は、基準日時点で市内の事業所または営業所で保有している台数になります。

	共通	貨物自動車運送事業者のみ	貨物軽四自動車運送事業者のみ
申請書類	①申請書(誓約書)兼請求書(市ホームページからダウンロード) ②支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し(金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの) ③直近の法人税申告書の写し(法人の場合)、確定申告書の写し(個人の場合) ④未納がないことの証明書(市ホームページからダウンロード)	①貨物自動車運送事業の許可書の写し ②貨物自動車運送事業として使用される車両の車検証と車両の保険証の写し	①貨物軽四自動車運送事業の届出書の写し ②貨物軽四自動車運送事業として使用される車両の車検証と車両の保険証の写し

ワクチン接種

→問合せ 中央市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎274-8588

令和5年度からの新型コロナワクチン接種について

☑ 特例臨時接種期間が延長されました

新型コロナワクチン接種は「特例臨時接種」の期間が令和6年3月まで延長されたことにより、引き続き無料で接種することができます。

▶ 令和5年度接種スケジュール

春から夏(5～8月)に接種

対象(いずれかに該当する人に1回接種)

- ・65歳以上の人
- ・基礎疾患や重症化リスクが高いと医師が認める人
- ・医療機関、高齢者・障がい者施設などの従事者

秋から冬(9～12月)に接種

対象(1回接種)

- ・追加接種可能なすべての年齢の人
(春から夏に追加接種した人を含む)

※過去の接種歴により、4月下旬から順次、接種券

を郵送します。届かない場合はお問い合わせください。

※春から夏に追加接種の対象以外の方は、接種勸奨および努力義務から除外されました。

▶ 生後6か月～4歳の人

接種を希望する場合、中央市新型コロナワクチン接種コールセンターへ連絡して予約してください。

▶ 令和4年秋に開始した、オミクロン株対応ワクチンの接種は5月7日で終了します。



お知らせ

相談

募集

イベント・教室

がんばれ子育て

健康ライフ

充実ふくし

いきいき倶楽部

お知らせ

→問合せ 税務課 ☎274-8546

「コンビニ交付」で税証明書が取得できます

4月3日(月)から、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で税証明書が取得できるようになりました。



取得できる証明書 令和4年度の所得課税証明書
または非課税証明書(現年度分で、本人のみの証明書)

※毎年6月1日に証明年度が切り替わります。令和5年度(令和4年分)の証明書は、6月1日から取得できます。

手数料 1通 200円

(市役所窓口での交付は300円)

利用可能時間 午前6時30分～午後11時

注意事項

- ・利用には「利用者証明用電子証明書」の搭載されたマイナンバーカードが必要です。
- ・中央市で課税されていても、転出された場合や申告などによる課税資料が提出されていない場合は、利用できません。
- ・条例などにより、手数料が免除される証明書を取得する場合は、市役所窓口で申請してください。
- ・コンビニ交付サービスで取得した証明書の交換、手数料の返金はできません。内容をよくご確認のうえご利用ください。

※詳細はお問い合わせください。



就職や退職により健康保険が変わったら

退職などに伴い勤務先の健康保険の資格を喪失された人は、中央市国民健康保険に加入することになります。加入していた健康保険の資格喪失証明書などを持参のうえ、保険課で加入手続きをしてください。

また、就職したことで勤務先の健康保険などへ新たに加わった場合は、中央市の国保資格を喪失することになり、保険課で喪失手続きを行う必要があります。この手続きを行わずに、新たに加わった健康保険の取得（認定）日以降も中央市の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診すると、本来、新たに加わった健康保険が負担すべき医療費（療養給付費）を中央市が負担しなければなりません。

このような場合、発生した医療費は不当利得として受診者から中央市国保へ返還し、本来負担すべき

健康保険に医療費請求手続きをする必要があります。そのため、一時的に高額な医療費の支払いや、各種申請手続きなどにより、経済的・時間的に大きな負担が発生してしまいます。このような状況を未然に防ぐために、次のことにお気をつけください。

健康保険が変わった時の注意点！

- ①ほかの健康保険に加入決定したら資格取得（認定）日を予め確認し、取得日以降は中央市国保の保険証は使用しない。
- ②新しい保険証が届いたら保険証を保険課まで持参し、速やかに国保の脱退（喪失）手続きをする。その際に必ず中央市国保の保険証は返却する。
- ③受診している医療機関などには、古いものではなく必ず新しい保険証を提示する。

介護保険料の仮算定分の通知を郵送します

65歳以上の人の介護保険料は、その年の市民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。それまでの間は、暫定の額で納付する「仮算定」の期間となります。仮算定の期間は、普通徴収（納付書払い）の人は4月・6月期まで、特別徴収（年金天引）の人は4月・6月・8月期までです。

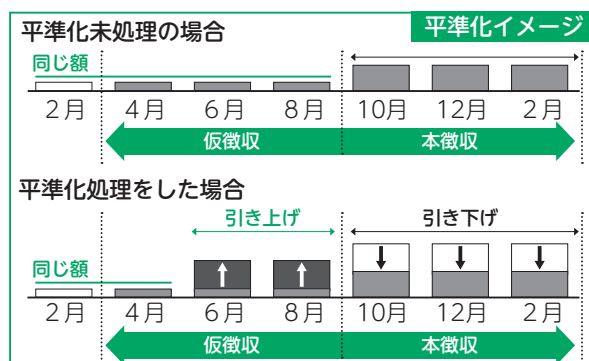
対象者には、4月上旬に通知を郵送します。納入通知書が同封されている人は、期限内に納付をお願いします。なお、介護保険料確定後の「本算定」分の通知は、8月に郵送する予定です。

▶介護保険料仮徴収額の「平準化」の実施について

特別徴収の仮算定期の各期に徴収する額は、原則として前年度2月の徴収額と同額になります。しかし、収入の変動による保険料段階の変更などで、令和4年度時点で仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている人がいるため、通常の仮徴収を

行うと1年の前半（仮徴収）と後半（本徴収）で保険料が偏ったままになってしまいます。

そこで、令和5度は6月と8月の仮徴収額を調整し、1年間を通じて保険料天引き額ができるだけ均等になるよう徴収額の平準化を行います。なお、この平準化によって、一時的に月額が増減することがありますが、年間の徴収額の合計が変わることはありません。詳細は郵送する通知をご覧ください。



田富第二・第三保育園の統合保育園建設について

▶これまでの取り組み

- ①平成28年10月「中央市公共施設等総合管理計画」にて、保育施設の老朽化が課題に挙がりました。
- ②平成30年「中央市公立保育所在り方検討委員会」を設置し、学識経験者や保護者の代表者と保育園の在り方について検討し、提言を受けました。
- ③令和3年3月、提言に基づき「中央市公立保育所再編基本計画」を策定し、田富第二保育園・第三保育園を統合することを決定しました。

- ④令和4年3月「中央市公共施設等第1期個別施設計画」を改定し、統合は田富第二保育園敷地に建て替える方針を決定しました。

- ⑤令和5年2月「統合保育園建設実施計画」を策定し、事業実現に向けた詳細な計画を定めました。

▶今後、実施計画について保護者などへ説明会を行い、ご意見を伺いながら、安心・安全で過ごしやすい統合保育園建設を進めていきます。

統合計画スケジュール表

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
統合保育園		説明会 設計		建設工事	供用開始
田富第二保育園	供用		解体工事		統合
田富第三保育園		一時統合	供用		

未就園児の親子を対象に体験保育「ほほえみ」を開催します

市立保育園では、体験保育「ほほえみ」を年9回開催しています。お子さんの年齢にあわせた内容で、紙芝居、絵本の読み聞かせ、リズム遊び、わらべうた遊び、手遊びなど保育園の楽しさやお友達との関わり方を体験することができます。普段の園の生活がわかるように平日に開催しますので、ぜひ親子でご参加ください。

日時 午前9時30分～11時

5月17日(水)、6月14日(水)、7月12日(水)、9月13日(水)、10月18日(水)、11月15日(水)、12月13日(水)、令和6年1月17日(水)、2月15日(木)

※感染症の流行などにより、中止となる場合があります。

場所 各市立保育園

対象・定員 市内在住の3歳までの未就園児とその保護者 各園5組程度

申込方法 希望する保育園に電話でお申し込みください。

玉穂保育園 ☎273-2205

田富第一保育園 ☎273-3557

田富第二保育園 ☎273-3072

田富第三保育園 ☎273-6220

田富北保育園 ☎273-6301

豊富保育園 ☎269-2011

